

令和 8 年 第2回

当別町教育委員会臨時会議事録

当別町教育委員会

令和8年 第2回 当別町教育委員会臨時会 議事録

日時 令和8年2月19日(木) 午後4時30分

場所 当別町役場3階中会議室

出席者 三澤教育長、武岡教育長職務代理者、小林委員、瀬戸委員

出席職員 山田教育部長、高田学校教育課長、川田学校教育課参事、村上社会教育課長

傍聴者 なし

【開会宣言】 教育長	ただ今、定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回当別町教育委員会臨時会を開催いたします。
【傍聴確認】 教育長	傍聴の方はいらっしゃいますか。 (「いません」の声) 傍聴がおりませんので、早速議事に入らせていただきます。
【議事日程】 教育長	日程につきましては、各委員に配付しております日程表に基づきまして議事に入ります。 早速ですが、お諮りをさせていただきます。 報告第1号、臨時代理の報告について、教職員の懲戒処分について、及び、議案第1号、教職員の人事異動内申については、非公開案件として審議したいと思っておりますけれども、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) それでは異議なしと認め、非公開とすることに決定いたしました。 ー以下、非公開ー
【日程第3】 教育長	次に、日程第3、議案第2号、当別町部活動地域展開推進計画案について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	議案第2号、当別町部活動地域展開推進計画案について、5頁をご覧ください。 当別町部活動地域展開推進計画について、委員会の議決を求めます。 計画の詳細につきましては、社会教育課長より説明いたします
社会教育課長	それでは、ご説明申し上げます。 資料でございます。推進計画案のほうをご高覧いただきたいと思います。 本推進計画案につきましては、令和7年3月教育委員会定例会で議決いただきました部活動地域展開基本方針、未来を拓く9年間の地域クラブ活動、こちらに基づきまして、認定地域クラブ活動の指針、費用負担の在り方、それと、地域展開スケジュールについて、具体的に落とし込んだものとなります。

本年度、当別町学校部活動地域展開推進協議会におきまして、委員の皆様のご審議をいただき、2月12日に開催されました同協議会において、最終的な確認がされたところでございます。

この間、教育委員の皆様方には、協議会の経過を含めて協議中の推進計画案につきましても情報共有をさせていただいておりますことから、今回は、資料に基づきまして、協議会でのご議論の結果、修正がなされた部分についてのみ、ご説明申し上げます。

まず、計画案の1頁目の基本目標の部分ですけれども、最後の段落に、小中一貫による部活動地域展開の推進、こちらを明確にするため、小中一貫による地域展開を推進、この文言を追加させていただいております。

次に、6頁目になります。活動時間、休養日の基準表がでございます。こちらにおきまして、中学生と小学生では、心身の発達状況の違いがあるといったところから、下のところに、ただし、小学生の活動については、活動時間・活動日数等を考慮すること、という文言を追加させていただいております。

その他、令和7年12月に公表されました国の新たな部活動地域展開のガイドラインの名称であるとか、そのガイドラインの内容との整合を図った形で文言整理を少しさせていただき、最終的な取りまとめとしてでございます。

修正点のご説明につきましては以上となりますが、推進計画に関連しまして、3頁目の認定地域クラブの活動指針、それと7頁目の費用負担の在り方、8頁目、スケジュールの部分について、補足して私のほうからご説明申し上げます。

まず、3から7頁までの活動指針に適合する地域クラブ設立の動きとしまして、今、総合型地域スポーツクラブ、ふれ・スポ・とうべつ内におきまして、当別地域クラブ設立準備委員会が立ち上がり、クラブ設立に向けた最終的な準備活動がされております。

来月13日、3月13日には、当別地域クラブの名称で地域クラブが設立し、指導者、実施主体の募集が開始されるといったような予定でございます。

教育委員会におきましても、認定制度の運用に必要な事項を定めます当別町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱だとか、教員等の兼職兼業に必要な手続きを定めます当別町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱等を整備し、認定地域クラブが、町内で滞りなく活動できるよう、制度面でお支えをさせていただきます。

7頁目、参加者費用負担につきまして、地域クラブ設立準備委員会において検討いただきまして、週の活動時間に応じ保護者負担を月額2,000円から4,000円の範囲で会費設定するとされたところでございます。具体的には、週当たりの活動時間が、1時間から4時間は2,000円、5時間以上11時間までは4,000円とするという内容でございます。また、同一世帯から2人以上の会員が加入する場合は、当該会員の会費は1,000円割引くといったような設定とさせていただき、世帯負担を軽減し、可能な限り参加しやすい金額設定とさせ

	<p>ていただいております。</p> <p>また、就学援助対象世帯への支援につきましては、学校教育課と連携しながら引き続き委員会のほうで検討をさせていただいております。</p> <p>8頁目、地域展開スケジュールにつきまして、令和7年度の項目については、すべて着手をしております、継続して取り組みを現在も進めているところです。令和9年9月頃と計画しております、すべての部活動の地域展開に向け、令和8年度においても積極的に取り組みを推進していくこととしてございます。</p> <p>具体的な推進内容等につきましては、次回の教育委員会定例会で協議案として提出を予定しております令和8年度の当初予算案の説明時に改めてご説明のほうさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>以上、議案第2号のご説明といたします。</p>
教育長	ただ今、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑、ございませんでしょうか。
小林委員	ごめんなさい。費用負担の在り方をちょっと聞き逃しました。月2,000円の人が…。
社会教育課長	月2,000円の方が、週の活動時間が1時間から4時間まで、月額4,000円会費の方が、週の活動時間が5時間から11時間前までです。そして、同一世帯から2人以上の会員が出る場合につきましては、1,000円をそこから割り引くような会費設定となっております。
教育長	他にございませんでしょうか。
小林委員	<p>すごく見やすくなって、いい感じに、方針とかも、指針とかも色々良くなったなど、すごくいいなと思います。</p> <p>そのうえで、確認なのですけれども、学校部活動地域展開推進協議会の人員は、誰でしたか。</p>
社会教育課長	推進協議会のメンバーが、今、委員長が医療大学の浜上教授です。スポーツ推進委員の委員長をやられております浜上先生です。それと、運営主体側から、ふれ・スポ・とうべつの大畑理事が出席をしております。それと、スポーツ協会、文化協会の代表者、それと、当別町PTA連合会の会長、それと、学校関係者ということで、町内3校の校長先生及びとうべつ学園の後期課程と西当別中学校の教頭、というようなメンバーとなっております。
小林委員	これは、このままですか。
社会教育課長	推進協議会については、推進計画の管理ということで、引き続き、お願いしたいと思っております。
小林委員	あと、同じ頁のキのところの指導者に対する研修を実施するということが、大体、イメージで年に何回くらい研修をするのか。
社会教育課長	年に1回の研修は、必ず受講するようにさせていただきたいと思っております。こちらは、地域クラブ側の規約において、そのように定めさせていただいております。

小林委員	あとは、必要に応じてみたいな形か。
社会教育課長	指導者の登録を行う時に、必ず研修を受けていただくことが必須の要件としております。必ず受講を終了しなければ、登録はできないといったことになっていまして、また、登録が終わったあとも、必ず毎年1回継続の場合も研修を受けていただくといった内容としております。
小林委員	雰囲気的には、この前に行った中川町みたいな感じか。
社会教育課長	はい、そうです。
武岡教育長職務 代理者	5頁の活動内容の種目・分野なのですけれども、既存の部活とか、今まで一般的に言われていた種目でない活動、メディア芸術やアート活動と書いてあるのですが、他の市町村の例で具体的にどのようなことが考えられるのか、教えていただけますか。
社会教育課長	他の市町村でよくあるものが、その市町村独自にやられている郷土芸能、そういったものを引き継ぐという意味で、子どもたちに教えるといったところで、クラブとしてやられているところは、結構多く、部活動とは違う新たなものでやられていたりします。それと、もう一つ、今、スポーツ庁、文科省が推進しているマルチスポーツ活動と呼ばれる部分で、要は、中学生にずっと同じ競技だけをさせるのではなくて、体力づくりだとか、そういったところを重視した、そういった種目としてクラブ活動でやられているところが、他の市町村で見受けられます。
武岡教育長職務 代理者	例えば、太鼓を指導してくださる方がいて、当別太鼓とか、もしできれば、そういうこともある。それから、プログラミングの授業というか、学習というか、理科で小学6年生でも入ってきているのですけれども、地域にそういう方がいて、子ども達に教えたいと思ったら、例えば、そういうことも可能ということか。
社会教育課長	はい。
武岡教育長職務 代理者	あと、もう1点、費用のところなのですけれども、参加者による費用負担の他、公的負担とあるが、これは、文科省からの補助金とか、そういうことになるのか。
社会教育課長	公的負担の部分についてですけれども、今の国から降りてきている制度設計によりますと、国が3分の1、都道府県が3分の1、市町村が3分の1という割合で公費負担をしていくと。それで、残り保護者からの負担金で運営をしていくけれども、その運営費でも足りない部分については、その公費負担で運営をしていくと。そういったような制度設計となっています。
武岡教育長職務 代理者	なるべく、経済的な理由で参加できないお子さんがいないような形でできればいいなというふうに思いました。ありがとうございます。
小林委員	4頁のところのアンケートの実施なのですけれども、アンケートボックスとかは、置いていませんでしたっけ。
社会教育課長	クラブ活動に関するアンケートボックス、今は、置いてはおりません。
小林委員	なかったですか。ふれスポの…。アンケートを実施すると書いてあるのです

	けど、これは、他の市町村からも来ていいという括りになっているはずだから、たぶん、広くアンケートを求めていいという括りで捉えられると思うので、アンケートボックスは設置したおいたほうがいいと思う。そういう考えはないのか。
社会教育課長	検討はします。ただ、町内の小中学校あてには、アンケートを実施して、クラブ活動に参加している人、していない人、それぞれになぜ参加しているのか、参加していないのか、そういった色々な部分で、データ収集のためのアンケートはしていこうと思っていますし、あと、入っていただいた方、クラブ活動をしていて、何かもっとこうしたいほうがいいというような要望もあれば、それは、クラブの中で声を拾い上げながら、よりよいクラブ活動に生かしていければなというところでの声を集めるという作業はしていこうというふうには思っています。
小林委員	アンケートのとり方の趣旨としては、そっちのほうだということですよ。
社会教育課長	はい。
小林委員	そういうことですよ。では、そんなに無理してアンケートボックスを置かなくていいのかなという捉えでいいということですよ。
社会教育課長	より声が集まりやすい形で、実施はさせていただきたいと思います。
小林委員	アンケートの対象者が、よく分からなかったの。
社会教育課長	こちら、会員と保護者、それと、指導者がメインになるのかなというふうに思います。
小林委員	それは、たぶん、やっていく中でアンケートの内容が決まってくるから、わかりました。
教育部長	この中身は、うちがやらなくてはならないということか。
社会教育課長	推進計画に基づいているものは、うちがやります。クラブの運営に関するアンケートは、クラブ側でやります。
小林委員	活動の、今代理が言った、こういうものを作ってほしいというほうは、クラブとしてやるってことだよ。そういうアンケートのとり方ということだよ。
社会教育課長	はい。
教育長	他にございませんでしょうか。
小林委員	兼職兼業が認められる、そのルールというか、定義というのは。分かる範囲で教えてもらいたい。というのは、基本的に、教職員の負担を減らすということで始まったものだから、その部分でどういうふうにして認めるかということを知りたい。
社会教育課長	要綱の中で規定をしておきまして、誰でも兼職兼業ができるというわけではなくて、やはり、教員が本職である学校の勤務時間を超えて残業をする場合、その残業時間とクラブ活動で指導する時間、その合計が、法定の労働時間を大きく超える場合については、指導者として、兼職兼業の認定を取り消すといったこともあり得るといったような制度で、兼職兼業を認めるとしています。

武岡教育長職務 代理者	働き方改革で、教員の時間は、週何時間以内におさめましょうということがありますよね。だから、その範囲内という解釈なのですよ。
社会教育課長	おっしゃるとおりでございます、教育委員会としても、それを間違いないかというところで、報告を、毎月学校を通じて先生から毎月の勤務時間等の報告をいただくといったことにさせていただきます。
教育長	部活動に関しては、今までは、どうしても学校の中で経験がある先生も、やりたい先生もやりたくない先生も、全部割り振るとい形になるのですよね。今まではなっているのです。それで、今、部活動の顧問をやっている先生方の中には、必ずしも、例えば、野球の経験があるから野球を教えているかというところではない部分もたくさん出てきていて、そういうところに対する負担感というの大きいものですから、今回の場合は、まずは、地域に任せて、そして、その他に自分がサッカー得意だとか、ぜひ剣道を教えたいとか、そういう思いのある先生方については、兼職兼業の認定をとって、そして、教えてくださいという形ですよ。
小林委員	だから、基本的には、申請した時には、申請者本人の時間のことであったり、というところも踏まえた上での許可ですよ。
教育長	そうです。
小林委員	分かりました。
社会教育課長	時間のほうですけど、1月当たり100時間以上または複数月平均80時間を超える時間外労働時間が認められる場合には、兼職兼業の許可はしないといったような定めにしております。
教育長	今、中学校の先生方、小学校も含めてですね、労働時間が多い先生を確認する中で、やはり、部活動をやっている先生方というのは、特筆している状況なのですよ。
瀬戸委員	そうですよね。土曜も、日曜もありますしね。
教育長	<p>そのようなことで、そういう先生方を減らすためにも、今回のこの部活動の地域展開というのは、必要なことだろうと思いますし、その中でも特に指導したいという先生については、この制度を使って適切な時間帯で指導に当たっていただきたいというふうに思います。</p> <p>ある程度、走り出してみないと分からない部分はたくさんあると思います。それで、走り出した中で修正をしていくとか、必要なお金だったり、制度だったりを整えていきながら、最終的に子ども達が文化活動、スポーツ活動ができるような形にしていきたいなというふうに思っています。</p> <p>そこに、金銭面で応援してくださるというような寄付の活動だとかというのでもそのうち出てくるのだろうなというふうに思っています。</p> <p>総合的に、色々試していきながら、良い方向にいけばいいなと思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これにつきましては、よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>

	それでは、議案第2号については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 原案のとおり決定させていただきます。
教育長	以上で、令和8年第2回当別町教育委員会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後5時12分

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

当別町教育委員会 教 育 長

教育長職務代理者